



2022年5月19日

各 位

会社名 株式会社 E d u L a b
代表者名 代表取締役社長兼 CEO 廣 實 学
(コード 4427 東証グロース)
問合せ先 取 締 役 C F O 関 伸 彦
(TEL. 03-6625-7710)

「改善計画・状況報告書」の公表について

当社は、2022年4月1日付「特設注意市場銘柄の指定に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、株式会社東京証券取引所より当社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められたため、当社株式は2022年4月1日付で「特設注意市場銘柄」に指定されました。

当社は2022年1月25日に「改善報告書」を提出し再発防止策に取り組んでおりますが、今回のさらなる措置を厳粛に受け止め、2022年4月15日付「改善計画書の策定方針に関するお知らせ」において開示しましたとおり、2022年2月25日に特別調査委員会より受領した最終報告書において指摘を受けた事項について、当社としてその内容について分析・検討を行い、この度の不適切な会計処理に対する再発防止策を策定致しましたので「改善計画・状況報告書」においてお知らせ致します。

当社といたしましては、全社を挙げて改善に取り組み、投資家の皆様をはじめとしたすべてのステークホルダーの期待にお応えできるように、再発防止策及び法令遵守を含めた内部管理体制の構築による改善措置を推進してまいりますので、引き続きご支援を賜りたく、よろしくごお願い申し上げます。

投資家の皆様をはじめとしたすべてのステークホルダーの皆様には多大なるご迷惑をおかけしましたことを謹んでお詫び申し上げます。

改善計画・状況報告書

株式会社 EduLab
2022年5月19日

目次

I. 過年度訂正の概要	4
1. 決算訂正の概要	4
(1) 特別調査委員会による調査	6
(2) 自主点検の実施	11
II. 過年度決算訂正に至った経緯等	14
1. 不適切な会計処理の発覚の経緯	14
2. 特別調査委員会	14
(1) 設置の経緯	14
(2) 構成	14
(3) 目的	15
(4) 調査範囲	15
III. 改善措置	16
1. 過年度決算訂正に至った原因の分析	16
(1) 連結業績優先の経営姿勢	16
(2) 取締役会を始めとした各監督機能の課題	16
(3) 適切な会計処理および開示に対する理解の不足	17
(4) 顧客との取引における価格（含む資産取引）の妥当性や、関係会社向けのライセンス価格の適正性の検証体制	17
(5) 社内規程等を遵守する意識および規程違反のモニタリング体制における課題	17
(6) 内部牽制体制の不足	17
(7) 内部監査体制の拡充及び内部通報制度の活用 の推進	18
(8) 経理部・監査法人・会計アドバイザー間のコミュニケーションの課題	18
2. 再発防止策（実施済みのものを含む。）	18
(1) 取締役会の構造改革（Ⅲ. 1. (2) に対応）	19
(2) 経営責任の明確化（Ⅲ. 1. (1) 及び(2) に対応）	19
(3) 当社グループ役職員における会計処理に対する理解の醸成（Ⅲ. 1. (3) に対応）	20
(4) コンプライアンス意識の徹底（Ⅲ. 1. (3)、(4) 及び(5) に対応）	20
(5) ガバナンス体制の強化（Ⅲ. 1. (1)、(2)、(4)、(6) 及び(7) に対応）	22
(6) 管理・監査体制の強化（Ⅲ. 1. (2)、(4)、(6) 及び(7) に対応）	23
(7) 経理部、監査法人、会計アドバイザーの連携強化（Ⅲ. 1. (8) に対応）	24
IV. 改善措置の実施スケジュール	25

I. 過年度訂正の概要

1. 決算訂正の概要

当社は、2021年8月2日、特別調査委員会を設置し、同年10月15日、当社における会計処理に関する特別調査委員会の中間報告書の受領と追加調査の継続について開示するとともに、過年度の決算内容の訂正を開示しました。

当社は、中間報告書を受領するとともに、過年度の連結の範囲の決定について疑義が生じたため、当社の連結の範囲を見直すこととし、当該時点において当社として必要と判断した限りにおいて自主的に会計処理を訂正し、上記中間報告書の結果及び連結範囲の見直しとあわせて、2018年9月期からの有価証券報告書等の訂正2021年9月期第2四半期までの開示情報について過年度の財務諸表等の訂正を行いました。

上記の過年度決算訂正を行った後、当社は、2022年2月25日付「特別調査委員会による最終報告書の受領及び2021年9月期決算発表日に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、特別調査委員会より最終報告書を受領いたしました。これを受け、当社は、当該調査結果及び当社における自主点検の結果を踏まえ、過年度に係る下記の決算短信等について訂正のうえ公表し、再度過年度に係る下記の有価証券報告書等の訂正を行いました。

決算の再訂正による過年度決算短信及び業績への影響額は以下のとおりです。

【訂正した過年度有価証券報告書、四半期報告書及び有価証券届出書】

2018年9月期	有価証券報告書	(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
2019年9月期	第1四半期報告書	(自 2018年10月1日 至 2018年12月31日)
2019年9月期	第2四半期報告書	(自 2019年1月1日 至 2019年3月31日)
2019年9月期	第3四半期報告書	(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
2019年9月期	有価証券報告書	(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
2020年9月期	第1四半期報告書	(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)
2020年9月期	第2四半期報告書	(自 2020年1月1日 至 2020年3月31日)
2020年9月期	第3四半期報告書	(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
2020年9月期	有価証券報告書	(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
2021年9月期	第1四半期報告書	(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)
2021年9月期	第2四半期報告書	(自 2021年1月1日 至 2021年3月31日)
2021年9月期	第3四半期報告書	(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
(新規公開時)	有価証券届出書	(提出日：2018年12月5日)

【訂正した過年度決算短信等】

2019年9月期	決算短信	[日本基準]	(連結)
2020年9月期	決算短信	[日本基準]	(連結)
2021年9月期	第1四半期決算短信	[日本基準]	(連結)
2021年9月期	第2四半期決算短信	[日本基準]	(連結)
2021年9月期	第3四半期決算短信	[日本基準]	(連結)

【過年度決算短信等の訂正による連結業績への影響額】

調査結果で判明した事項に基づき生じる連結財務諸表等の修正事項の主な内容は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

会計年度	項目	訂正前	10/15 影響額	10/15 訂正後	2/28 影響額	2/28 訂正後	増減率
2016年 9月期 通期	売上高	5,154	13	5,167	△ 60	5,107	△1.2%
	営業利益	335	23	358	△ 84	273	△25.1%
	経常利益	262	17	279	△ 84	195	△32.1%
	当期 純利益 ¹	72	17	89	△ 84	5	△116.7%
	総資産	4,260	△ 5	4,255	11	4,266	0.3%
	純資産	702	△ 17	685	△ 113	571	△16.1%
2017年 9月期 通期	売上高	3,449	△ 6	3,442	△ 571	2,871	△16.6%
	営業利益	588	△ 125	463	△ 510	△ 46	—
	経常利益	532	△ 129	402	△ 510	△ 107	—
	当期 純利益 ¹	335	△ 124	211	△ 332	△ 120	—
	総資産	5,978	△ 136	5,842	△ 143	5,698	△2.4%
	純資産	1,492	△ 140	1,351	△ 445	905	△29.8%
2018年 9月期 通期	売上高	3,968	△ 118	3,849	△ 424	3,424	△10.7%
	営業利益	964	△ 275	688	△ 428	260	△44.4%
	経常利益	904	△ 279	624	△ 428	196	△47.3%
	当期 純利益 ¹	549	△ 211	337	△ 283	54	△51.5%
	総資産	7,802	△ 238	7,563	43	7,606	0.6%
	純資産	2,527	△ 355	2,171	△ 729	1,442	△28.8%
2019年 9月期 通期	売上高	6,272	△ 374	5,897	△ 227	5,670	△3.6%
	営業利益	1,462	△ 444	1,017	△ 234	783	△16.0%
	経常利益	1,190	△ 448	742	△ 234	508	△19.7%
	当期 純利益 ¹	787	△ 397	389	△ 151	237	△19.2%
	総資産	12,853	△ 541	12,312	△ 115	12,196	△0.9%
	純資産	6,792	△ 739	6,052	△ 881	5,171	△13.0%
2020年 9月期 通期	売上高	8,252	△ 203	8,048	△ 158	7,890	△1.9%
	営業利益	1,869	△ 1,076	792	△ 103	689	△5.5%
	経常利益	1,605	△ 967	637	△ 95	542	△5.9%
	当期 純利益 ¹	1,118	△ 687	431	△ 52	378	△4.7%
	総資産	16,272	△ 263	16,009	△ 213	15,795	△1.3%

会計年度	項目	訂正前	10/15 影響額	10/15 訂正後	2/28 影響額	2/28 訂正後	増減率
	純資産	8,024	△ 1,276	6,748	△ 934	5,814	△11.6%
2021年 9月期 第1 四半期	売上高	1,741	25	1,767	101	1,869	5.8%
	営業利益	△ 56	△ 462	△ 519	122	△ 396	—
	経常利益	△ 173	△ 317	△ 491	126	△ 364	—
	当期 純利益 ¹	△ 137	△ 271	△ 408	62	△ 346	—
	総資産	20,520	△ 259	20,260	302	20,562	1.5%
	純資産	13,284	△ 1,495	11,788	△ 871	10,916	△6.6%
2021年 9月期 第2 四半期	売上高	4,319	△ 51	4,267	60	4,328	1.4%
	営業利益	105	△ 918	△ 813	103	△ 710	—
	経常利益	△ 32	117	84	107	192	—
	当期 純利益 ¹	△ 63	△ 9	△ 72	5	△ 66	—
	総資産	23,290	△ 768	22,521	122	22,644	0.5%
	純資産	13,595	△ 1,267	12,327	△ 929	11,398	△6.8%
2021年 9月期 第3 四半期	売上高	—	—	7,230	98	7,328	1.4%
	営業利益	—	—	△ 575	134	△ 441	—
	経常利益	—	—	235	155	391	66.0%
	当期 純利益 ¹	—	—	△ 874	45	△ 828	—
	総資産	—	—	22,082	216	22,298	1.0%
	純資産	—	—	11,511	△ 889	10,622	△7.7%

¹親会社株主に帰属する当期純利益となります。

(1) 特別調査委員会による調査

当社は、当社の会計監査人であった有限責任 あずさ監査法人（以下「あずさ監査法人」といいます。）による 2021 年 9 月期第 3 四半期レビュー手続の過程で、あずさ監査法人から、当社及び当社連結子会社である株式会社教育測定研究所（以下「教育測定研究所」といいます。）と、その取引先である法人 A との間で行う CBT¹に関する共同事業に係る取引（以下「第一次対象取引」といいます。）について経済合理性の調査を行う必要があるとの連絡を受けました。これを受け、2021 年 8 月 2 日、当社は、当社と利害関係を有さない弁護士及び公認会計士からなる特別調査委員会を設置して第一次対象取引に関する経済合理性や連結財務諸表への影響の有無等について調査することとし、調査期間を確保するため、同年 8 月 13 日に 2021 年 9 月期第 3 四半期報告書の提出期限の延長に係る承認申請書を関東財務局に提出し、同日、承認を受けました。

その後の特別調査委員会による調査の過程において、第一次対象取引とは関連性のない、当社の連結子会社である教育測定研究所及び DoubleYard Inc. と持分法適用関連

¹ CBT (Computer Based Testing) : コンピュータ上で実施する各種試験の形態。試験に関わる一連の作業の自動化を実現する。

会社である関連会社 B との間の一部取引（以下「第二次対象取引」といいます。）に関して、売上の計上が実態を伴うものであるかについての懸念が検出されたため、あずさ監査法人より、追加の調査が必要となる旨の報告を受けたことから、同年 9 月 16 日、当社はグループ間取引の売上計上の妥当性についての調査を特別調査委員会に追加委嘱するとともに、2021 年 9 月期第 3 四半期報告書の提出期限の延長に係る再延長承認申請書を関東財務局に提出し、同日、同年 10 月 15 日までの延長承認を受けました。

当社は、2021 年 10 月 15 日付「特別調査委員会の（中間）報告書受領及び追加調査継続に関するお知らせ」、同日付「2021 年 9 月期第 3 四半期決算短信の公表、2021 年 9 月期第 3 四半期報告書の提出、過年度の有価証券報告書・決算短信等の訂正および子会社の異動に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、2021 年 10 月 15 日時点までの暫定的な調査結果の概要をまとめた中間報告書を特別調査委員会から受領しました。中間報告書では、当社及び当社の連結子会社である教育測定研究所とその特定顧客との間の一部取引、及び調査の中であずさ監査法人の監査において検出された第一次対象取引とは関連性のない教育測定研究所と当社の関連会社との間における売上計上の実態について懸念が生じた一部取引等についての調査結果の概要が記載されていました。あわせて、当社では、過年度の連結の範囲の決定について疑義が生じたため、当社の連結の範囲を見直すこととしました。また、あずさ監査法人から、監査手続の中で、第二次対象取引とは別途、教育測定研究所について売上高の実在性及び期間帰属の根拠となる証憑の信頼性に疑義がある複数取引（特別調査委員会の最終報告書において「第三次対象取引」として述べられています。）が存在するとの指摘を受けたため、当該第三次対象取引について特別調査委員会に調査を委嘱するとともに、当該時点において当社として必要と判断した限りにおいて自主的に会計処理を訂正し、上記中間報告書の結果及び連結範囲の見直しとあわせて、2021 年 9 月期第 2 四半期までの開示情報について過年度の財務諸表等の訂正を行うとともに 2021 年 9 月期第 3 四半期報告書を提出しました。

その後、2021 年 12 月 24 日付「特別調査委員会の追加調査継続に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社は、内部統制の一環として親密先等との間の一定規模以上の取引の会計処理について自主点検を進めておりましたが、その中で、新たに複数の取引の売上計上等に関し、過年度の会計処理を訂正する必要又はその可能性があることを認識し、会計処理の訂正範囲に与える影響が大きい類型のもの及び質的に重要な可能性があるものについては、特別調査委員会に調査を委嘱することとしました（特別調査委員会の最終報告書において「第四次対象取引」として述べられています。）。

2022 年 2 月 25 日付「特別調査委員会による最終報告書の受領及び 2021 年 9 月期決算発表日に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、当社は、特別調査委員会より最終報告書を受領いたしました。これを受け、当社は、当該調査結果及び当社における自主点検の結果を踏まえ、2022 年 2 月 28 日付にて、過年度に係る決算短信等について再訂正のうえ公表するとともに、再度過年度に係る有価証券報告書等の訂正報告書を関東財務局へ提出いたしました。

< 第一次対象取引 >

中間報告書及び最終報告書では、当社グループと特定顧客との共同事業における第一次対象取引（テストセンター取引）について、特定顧客との間で 2020 年 1 月に締結した基本契約では、共同事業から発生する利益を双方が享受（プロフィットシェア）するとともに、損失も双方で負担（ロスシェア）することが規定されており、2020 年 9 月期第 3 四半期決算時点では年間損失が見込まれていたことが判明したため、将来発生する可能性がある損失に対して遡及的に事業損失引当金の計上が必要であるとの指摘を受けま

した。また、2020年11月に締結した覚書により、当該事業から発生した損益の精算方法に当社グループによる資産の取得を織り込むこととしたことから、資産取得により、支出相当額の事業損失引当金の戻入が必要となるとの指摘を受けました。さらに、当該事業から発生した損益の精算の一環として当社グループが取得した資産については、その取得価格の算定の根拠等が十分とはいえないものも存在することから、資産計上の適否について改めて検討すべきとの指摘を受けました。

これらの指摘を踏まえて、当社は、前連結会計年度においてロスシェア相当分について事業損失引当金（流動負債）を計上するとともに、特定顧客向け売上高を減額いたしました。また、当連結会計年度において特定顧客より資産を取得する都度、事業損失引当金の取り崩しを行い、債務免除益を計上するとともに、特定顧客より取得したシステム・コンテンツ資産の取得価額のうち、43百万円部分について資産（ソフトウェア仮勘定）の減額修正を行いました。さらに、特定顧客から取得し資産計上していたシステム・コンテンツ資産合計12.7億円のうち3.8億円分について、取得時に遡って販売費及び一般管理費（研究開発費等）として費用化しました。

<第二次対象取引>

中間報告書及び最終報告書では、当社連結子会社による当社関連会社に対する売上計上の実態について懸念が生じた第二次対象取引（グループ会社間取引）について、実際に支払われた金額との対価関係が成立する役務提供が行われたと評価することは困難であり、対価関係の存在が認められ、役務の提供が行われたと評価することができる範囲まで、売上の減額を行う必要があるとの指摘を受けました。

この指摘を踏まえて、当社は、当社連結子会社が当社関連会社に対して2020年9月期に計上した1億円の売上について、6百万円の売上に減額修正し、残りは預り金として計上しました。

この他、当社においては、連結財務諸表に表示される連結業績を嵩上げすることを、企業の実態を反映した適切な会計処理及び開示という観点よりも優先して、独立当事者間では成立し難い価格又は条件等に基づく取引により当社連結グループ各社から非連結子会社又は持分法適用関連会社に対する売上を計上したこと、及び非連結子会社があるまま維持されるように連結範囲が意図的に調整されていたことがそれぞれ認められるとの指摘を受けました。

なお、中間報告書及び最終報告書では、第二次対象取引に関連する調査の中で、上記以外の複数のグループ会社間取引についても、対価の合理性が確認できない旨の指摘も受けましたが、当社は、調査の過程で、連結範囲の決定に際しては、子会社の質的重要性も踏まえて判断する必要があることを理解し、2021年10月15日に改めて連結範囲を見直しており、その結果、連結グループ内の取引として相殺消去されることとなりました。

<第三次対象取引>

最終報告書では、当社連結子会社から親密先等に対する売上高の実在性及び期間帰属の根拠となる証拠の信頼性に疑義があるとされた第三次対象取引（親密先等との取引）として、教育測定研究所が取引先へソフトウェアを販売する一方、販売先から同ソフトウェアのライセンスを受けていた取引につき、これら取引は一連の取引であったところ、セール・アンド・リースバック取引とみなされるのを避けるために契約を2つに分けていたことが判明したため、セール・アンド・リースバック取引と捉えるべきであるとの指摘を受けました。

この取引について、当社は、セール・アンド・リースバック取引であると判断し、

2021年10月15日に、その売上及び2018年9月期以降の当該取引先に対するライセンスフィーの売上を取り消し、70百万円のリース資産及びリース債務を計上し、5年に亘る償却処理を行うこととしました。

また、最終報告書では、教育測定研究所が取引先から支払いを受けたプラットフォームの使用権費用につき、取引初期に近い時期の売上の方が多額になるように傾斜させていた点に関し、売上の傾斜配分計上の合理的根拠がないなどの指摘を受けました。

この取引について、当社は、上記使用権費用については、多教科PF事業への参画費用としての側面があると評価できることから、期間均等按分で売上を計上することとしました。

その他、後述の自主点検において述べております「親引けに際して締結された業務提携契約」と同様の指摘などを受けております。最終報告書で不適切な会計処理であると指摘された取引についても、特別調査委員会の調査結果を踏まえ、会計処理を訂正することとしました。

<第四次対象取引>

最終報告書では、第四次対象取引として、特定の顧客が利用するソフトウェア開発等に係る要件定義等の役務提供を行ったとして一時点で売上を計上した取引について、要件定義等の役務提供後に完成したソフトウェアを自社資産とし、特定顧客に対して当該ソフトウェアを使用するライセンスを供与し、ライセンス収益を得ていることからすれば、要件定義等の役務提供の対価としての売上計上は、実質的にはライセンス料の前受であるといった指摘を受けました。この指摘を踏まえて、当社は、要件定義等の成果物を納品した時点で一括計上していた売上を取り消して前受金とし、ソフトウェアが完成した時点より資産の償却期間に渡って均等に売上を計上することとしました。また、特別調査委員会による会計処理に関する方針を受け、調査対象となった取引の類似取引について、自主点検を実施し、会計上必要と認める訂正をいたしました。

さらに、最終報告書では、第三次対象取引及び第四次対象取引の件外調査の結果として、教育測定研究所が、広告代理店事業者との間で、教育測定研究所が取引先とともに運営するウェブサイト内で、広告代理店事業者の商品に関するWeb DMの配信等を行う業務を請け負い、2020年9月末にかかる業務を行ったとして売上を計上した取引について、実態としては、2020年9月末に配信するWeb DMのみの対価ではなく、2023年3月までに配信するWeb DM全体の対価と考えるべきといった指摘を受けました。この指摘を踏まえて、当社は、役務提供を完了していない分の対価にかかる売上を取り消し、Web DM配信の役務提供の配信実績に応じた売上を計上することとしました。

その他、最終報告書で不適切な会計処理であると指摘された取引についても、特別調査委員会の調査結果を踏まえ、会計処理を訂正することとしました。

上記特別調査委員会の指摘を踏まえた、会計処理の訂正概要は以下のとおりです。

なお、2021年10月15日付「2021年9月期第3四半期決算短信の公表、2021年9月期第3四半期報告書の提出、過年度の有価証券報告書・決算短信等の訂正および子会社の異動に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、中間報告書において報告された第一次対象取引及び第二次対象取引、並びに第三次対象取引の一部は、2021年10月15日時点で当社が必要とした限りにおいて会計処理を訂正済みです。

(単位：百万円)

会計年度	項目	10/15 訂正額	2/28 訂正額	訂正額合計
2016年 9月期 通期	売上高	-	-	-
	営業利益	-	-	-
	経常利益	-	-	-
	当期純利益 ¹	-	-	-
	総資産	-	-	-
	純資産	-	-	-
2017年 9月期 通期	売上高	-	-	-
	営業利益	-	-	-
	経常利益	-	-	-
	当期純利益 ¹	-	-	-
	総資産	-	-	-
	純資産	-	-	-
2018年 9月期 通期	売上高	△ 156	△ 255	△ 411
	営業利益	△ 101	△ 255	△ 356
	経常利益	△ 101	△ 255	△ 356
	当期純利益 ¹	△ 66	△ 167	△ 233
	総資産	△ 16	△ 5	△ 21
	純資産	△ 66	△ 167	△ 233
2019年 9月期 通期	売上高	△ 177	△ 6	△ 183
	営業利益	△ 181	△ 6	△ 187
	経常利益	△ 181	△ 6	△ 187
	当期純利益 ¹	△ 118	△ 4	△ 122
	総資産	△ 134	39	△ 94
	純資産	△ 184	△ 171	△ 355
2020年 9月期 通期	売上高	△160	△178	△338
	営業利益	△824	△173	△998
	経常利益	△734	△173	△908
	当期純利益 ¹	△465	△99	△565
	総資産	250	△59	190
	純資産	△650	△270	△921
2021年 9月期 第1 四半期	売上高	1	24	26
	営業利益	△263	24	△238
	経常利益	△116	24	△91
	当期純利益 ¹	△69	△12	△81

会計年度	項目	10/15 訂正額	2/28 訂正額	訂正額合計
	総資産	276	112	389
	純資産	△719	△283	△1,002
2021年 9月期 第2 四半期	売上高	△46	54	8
	営業利益	△455	54	△400
	経常利益	580	54	634
	当期純利益 ¹	380	7	387
	総資産	△75	124	48
	純資産	△269	△263	△533
2021年 9月期 第3 四半期	売上高	-	60	60
	営業利益	-	60	60
	経常利益	-	60	60
	当期純利益 ¹	-	10	10
	総資産	-	127	127
	純資産	-	△260	△260

¹親会社株主に帰属する当期純利益となります。

(注1) 連結の範囲の見直しに伴う訂正額は、上表の訂正額には含めておらず、後述の自主点検の結果に基づく会計処理の訂正額に含めております。

(注2) 特別調査委員会の指摘を踏まえた具体的な会計処理の訂正作業は当社が行っており、法人税等の税金計算など関連する会計処理の訂正も上表の訂正額に含めております。

(2) 自主点検の実施

2021年12月24日付「特別調査委員会の追加調査継続に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社は2021年10月15日に、2021年9月期第2四半期までの有価証券報告書等の訂正を行い、2021年9月期第3四半期報告書を提出したものの、これらに含まれる財務諸表等に対する監査報告書等が限定付適正意見、意見不表明又は結論不表明となったことなどを踏まえて、内部統制の一環として、親密先等との間の一定規模以上の取引等を中心とする個別取引約180件の会計処理について自主点検を実施いたしました。

2022年1月以降、当社は、かかる自主点検の客観性を高めるため、当社社外監査役の監督の下、当社と利害関係を有しない弁護士及び会計士からなる外部専門家の支援を得て自主点検を実施いたしました。

当社は、自主点検対象の範囲を必要に応じて拡大し、親密先等との間の一定規模(1,000万円)以上の取引237件に加えて、自社所有のソフトウェアに対する要件定義業務等によって売上を計上した取引145件(ただし、うち60件は上記237件の取引に含まれます。)についても、会計処理の適切性について点検を実施しました。また、親密先等の中には、当社の新規株式公開時の親引けや上場市場変更時の並行第三者割当により当社株式を引き受けた取引先等もいるため、これらの引受が、事業上の合理性や必要性を欠く不適切な会計処理に繋がっていないかについてあわせて検証いたしました。なお、これらの各取引の中でも、会計処理の訂正範囲に与える影響が大きい類型のもの及び質的に重要な可能性があるものについて、上記(1)のとおり特別調査委

員会に調査を委嘱いたしました。自主点検の結果を踏まえ、当社は、実態に合致するよう売上計上方法等を見直し、以下のとおり会計処理を修正することとしました。

<要件定義等>

特定の顧客が利用するソフトウェアの開発に際して、当該ソフトウェアの開発から運用までのプロジェクト策定、その後の開発、機能追加及び動作検証作業等（以下「要件定義等取引」といいます。）について、(1)特別調査委員会による調査<第四次対象取引>のとおりに、特別調査委員会による要件定義等取引の経緯や会計処理に関する整理の内容に基づき、自主点検にて個別案件の会計上必要と認める修正内容を整理しました。この要件定義等取引は、受託契約に基づきソフトウェアの仕様書等を成果物として納品することで一括して売上を計上し、当該ソフトウェアについては要件定義書に記載された仕様等を反映した上で、自社で所有する前提で当社グループが開発し、開発後は特定の顧客に対して利用ライセンスを付与するという取引スキームが前提となっていました。

当社としては、このような受託契約の実態は、成果物の納品だけではなくその後のソフトウェア開発及びサービスの提供の開始が対価の期待値に含まれているとし、後における取引先に対する利用許諾見込み期間（あるいはライセンス付与見込期間）に亘って、売上を分割計上することが、より実態に合致していると判断し、一括売上を取り消し、サービス提供期間に亘って売上を繰延計上するなどいたしました。その結果、2016年9月期から2021年9月期まで合計で、売上高が約1,144百万円減少するとともに、2021年9月期末で前受金残高として約888百万円を計上しております。

<親引けに際して締結された業務提携契約>

特定の株主に対する第三者割増当増資等に際して、将来の一定期間に係る受注金額に関する合意を含んだ業務提携基本契約の締結を行っている取引先に対して、教育事業固有のコンサルティング業務やプラットフォーム運営業務等の提供を行いました。親引けに際して締結した業務提携契約において定められた将来の一定期間における受注金額（枠）を前提に、各年度分の「枠」として定められた金額を消化し、売上計上することを業績目標として達成することを主たる目的の一つとして、複数の個別取引契約（子契約）の契約金額が決定され、当該年度末に向けて締結するといった事象が認められました。

これらの取引については、取引毎に締結された契約に基づき売上を計上するのではなく、当該個々の取引が起因する業務提携契約に定められた受注金額及び契約期間を踏まえて、役務提供期間にわたって月次で按分して売上を計上することがより実態に合致していると判断し、取引毎に計上した売上を取り消し、業務提携契約の期間・金額に応じて按分計上するよう訂正いたしました。その結果、2018年9月期から2021年9月期まで合計で、売上高が約445百万円減少するとともに、2021年9月期末で前受金残高として約337百万円を計上しております。

なお、このような親引けに際して締結された業務提携契約を前提とした取引は、特別調査委員会の第三次対象取引にも含まれており、特別調査委員会においても上記訂正方針について不合理ではないと結論付けております。

<検収書受領前の売上計上>

当社がサービスを提供後、取引先から検収を受ける前に売上を計上した取引等が確認されたため、検収日にあわせて売上計上時期を修正するなどいたしました。その結果、2016年9月期から2021年9月期まで合計で、その結果、売上高が約68百万円減少するとともに、前受金残高として約52百万円を計上しております。

これらの自主点検の結果を踏まえ、以下のとおり会計処理を訂正しました。

(単位：百万円)

会計年度	項目	10/15 訂正額	2/28 訂正額	訂正額合計
2016年 9月期 通期	売上高	13	△ 60	△ 46
	営業利益	23	△ 84	△ 61
	経常利益	17	△ 84	△ 67
	当期純利益 ¹	17	△ 84	△ 67
	総資産	△ 5	11	5
	純資産	△ 17	△ 113	△ 130
2017年 9月期 通期	売上高	△ 6	△ 571	△ 578
	営業利益	△ 125	△ 510	△ 635
	経常利益	△ 129	△ 510	△ 639
	当期純利益 ¹	△ 124	△ 332	△ 456
	総資産	△ 136	△ 143	△ 280
	純資産	△ 140	△ 445	△ 586
2018年 9月期 通期	売上高	37	△ 169	△ 132
	営業利益	△ 174	△ 172	△ 346
	経常利益	△ 178	△ 172	△ 350
	当期純利益 ¹	△ 145	△ 116	△ 261
	総資産	△ 222	49	△ 173
	純資産	△ 289	△ 562	△ 851
2019年 9月期 通期	売上高	△ 197	△ 220	△ 417
	営業利益	△ 263	△ 228	△ 491
	経常利益	△ 267	△ 228	△ 495
	当期純利益 ¹	△ 279	△ 147	△ 427
	総資産	△ 407	△ 155	△ 563
	純資産	△ 555	△ 709	△ 1,265
2020年 9月期 通期	売上高	△43	20	△23
	営業利益	△251	69	△181
	経常利益	△232	78	△154
	当期純利益 ¹	△221	46	△174
	総資産	△513	△153	△667
	純資産	△626	△663	△1,289
2021年 9月期 第1 四半期	売上高	24	76	100
	営業利益	△198	97	△101
	経常利益	△201	101	△99
	当期純利益 ¹	△201	74	△127

会計年度	項目	10/15 訂正額	2/28 訂正額	訂正額合計
	総資産	△536	189	△347
	純資産	△776	△588	△1,364
2021年 9月期 第2 四半期	売上高	△5	6	1
	営業利益	△463	48	△414
	経常利益	△462	53	△409
	当期純利益 ¹	△389	△1	△391
	総資産	△693	△2	△695
	純資産	△997	△665	△1,663
2021年 9月期 第3 四半期	売上高	-	37	37
	営業利益	-	74	74
	経常利益	-	95	95
	当期純利益 ¹	-	35	35
	総資産	-	88	88
	純資産	-	△628	△628

¹親会社株主に帰属する当期純利益となります。

II. 過年度決算訂正に至った経緯等

1. 不適切な会計処理の発覚の経緯

当社の会計監査人であった有限責任 あずさ監査法人（以下「あずさ監査法人」といいます。）による2021年9月期第3四半期レビュー手続の過程で、あずさ監査法人から、本件取引について経済合理性の調査を行う必要があるとの連絡を受けました。

2. 特別調査委員会

(1) 設置の経緯

前項1に記載しました通り、監査法人からの指摘を受け、特別調査委員会を設置することとし、2021年8月2日付「特別調査委員会設置及び2021年9月期第3四半期決算発表延期に関するお知らせ」にて開示いたしました。

(2) 構成

特別調査委員会の委員は、以下の通りです。特別調査委員会の委員長及び各委員は当社並びに当社関連会社との利害関係は有しておりません。なお、荒張 健氏は調査体制を拡充するため、2021年9月16日付で委員として追加選任されました。

委員長	藤津 康彦	弁護士	森・濱田松本法律事務所
委員	宮田 俊	弁護士	森・濱田松本法律事務所
委員	井上 寅喜	公認会計士	株式会社アカウンティング・アドバイザーズ
委員	荒張 健	公認会計士	EY フォレンジック・アンド・インテグリティ 合同会社

(3) 目的

特別調査委員会の目的は、以下のとおりです。

- ① 第一次対象取引に関する経済合理性の調査
- ② 第二次対象取引に関する売上計上の妥当性の調査
- ③ 第三次対象取引に関する売上高の実在性及び期間帰属の適切性の調査
- ④ 第四次対象取引に関する会計処理の適切性の調査
- ⑤ 連結財務諸表等への影響の有無の確認
- ⑥ その他、特別調査委員会が必要と認めた事項

(4) 調査範囲

特別調査委員会の調査範囲は、以下のとおりです。

(ア) 調査対象期間

第一次調査の対象期間については、第一次対象取引が遅くとも2019年9月期の途中から検討され始めたこと等を踏まえ、必要性和実効性を勘案して、2019年9月期の期首である2018年10月1日から2021年9月期の期末である2021年9月30日までとし、必要に応じてそれより前に遡ることとしました。

第二次調査の対象期間は、第二次対象取引については、当該対象取引を行った株式会社の設立の検討が開始された時期を踏まえて2020年1月から2021年9月30日までとしました。

第三次調査の対象期間は、第三次対象取引については、それらのうち最も早い時期に行われたものが2018年9月期における取引であったこと等を踏まえ、2018年9月期の期首である2017年10月1日から2021年9月30日までとし、必要に応じてそれより前に遡ることとしました。

第四次調査の対象期間は、対象取引毎に、その内容や性質等に鑑みて決定することとしました。

(イ) 調査方法

特別調査委員会による調査の具体的な方法は、以下のとおりです。

・ 関連資料等の閲覧及び検討

特別調査委員会は、本調査の対象とした取引に係る契約書等のほか、当社グループ（当社の連結子会社、持分法適用関連会社及び非連結子会社を含む。以下同じ。）の取締役会議事録や関連する社内規程等の資料について、特別調査委員会が必要と認める範囲で確認を行いました。

・ インタビュー

当社グループの役職員及び社外の関係者合計53名に対し、インタビューを実施しました。

・ デジタル・フォレンジック

当社グループの役職員36名について、当社グループにおいて利用されているGmailアカウント上のメールデータ、特定者の業務用PCに保存されていたメールデータのほか、Googleハンガアウトをはじめとするコミュニケーションツール等のデータを保全し、特別調査委員会が適切と認めるキーワード等を利用してデータについてデジタル・フォレンジック調査を実施しました。

・ 書面質問調査

関係者に対し、書面による質問調査を実施しました。

- ・ 専用ホットライン

対象者から広く情報を募るため、専用のホットラインを設置しました。ただし、第一次調査、第二次調査及び第三次調査のいずれにおいても、これらの専用ホットラインに情報が寄せられることはありませんでした。

III. 改善措置

1. 過年度決算訂正に至った原因の分析

特別調査委員会の最終報告書では、各事案によって異なる側面はあるものの、大要、予算達成に向けられたプレッシャーの下で、適切な会計処理や開示よりも業績達成が優先されていたこと、子会社・関連会社及び親密先との取引において価格決定や計上時期に融通が効く状況が存する中で、内部統制が有効に機能していなかったことが大きな要因と考えられるとの指摘がありました。

当社では、特別調査委員会の最終報告書において指摘された原因分析及び改善方策を受け、過年度決算訂正の原因となった問題点の分析とこれを防止する方策について検討を行いました。この結果、下記のような原因があったと認識し、これらを監視・モニタリングして未然に防止する内部統制について、特に以下の点において課題があったと考えております。

(1) 連結業績優先の経営姿勢

最終報告書において、当社の通期末である9月末や、第2四半期末である3月末までにおける売上計上を意識した取引が見られ、前代表取締役が事業部門に対しては、予算達成上重要な案件や重要な取引先に関する案件についてはステップインし、事細かに指示を与えていたことが窺われ、その程度は担当者によって異なるものの、担当者としては、そのような指示に対して少なからずプレッシャーを感じていたこと、これに親密先との間で取引の金額や時期について融通が利きやすい環境にある当社グループ特有の事情の下、かかるプレッシャーが売上計上という目的に基づいて形式を整える取引を選択させ、又は売上の金額や売上計上の時期の妥当性に疑義を生じさせる取引を行わせる一因となった可能性が指摘されております。

(2) 取締役会を始めとした各監督機能の課題

当社取締役会は、構成メンバーにおける社内取締役の比率が14名中12名と高くなっており、さらに社内取締役の多くは、グループ会社における会議体のメンバーと重複しており、グループ会社間やグループ会社と親密先との取引に関して、本来それぞれ別会社としての認識や監督する立場として意思決定が十分に出来ていなかった可能性があったと考えております。また、社内取締役の数が多いことで相対的に社外取締役の比率が低くなり、議案についての社外取締役の影響力が低下していたことや、社内取締役の中にも当社取締役会における議論に積極的に参加しないまま議案を承認する者が多くなるなどの問題点もあったと考えております。

また、役職員においても、規程に対する理解が不足しており、重要な契約内容について取締役会上程前に十分な議論、検証がされていなかったことや、適時適切なタイミングで上程されていなかったこと、配布される説明資料において取引の全体像等を理解する上で必要となる十分な情報が開示されていなかったこと及びそもそも上程されていない場合があったことなどが問題であったと認識しております。例えば、非連結子会社及び関係会社とのグループ間取引が関連当事者取引であるとの認識が不十分

であり、関連当事者取引規程通りの運用が出来ていなかったことが発覚しております。

また、取締役の指名・報酬等に関する手続きの客観性・透明性を高めるために、社外取締役を中心とした指名・報酬委員会の設置を検討する等、ガバナンスの強化に向けた議論が不十分であったことを認識しております。

(3) 適切な会計処理および開示に対する理解の不足

今回の調査で検収日と納品日に即した適切な会計処理がなされていない取引等が複数検出されております。事業部門では、顧客との契約に基づいて適切な会計処理を正確に行うために、受注稟議や発注稟議等、各種稟議を適切なタイミングとプロセスに則って運用しなければならないという認識が十分浸透せず、上長及び担当取締役についても、誤った日付が記された検収書が添付された売上報告稟議を承認していたしました。また、経理部から会計上の指摘を受けた取引についても、これを迂回するような取引が事業部で進められたことがセール・アンド・リースバック取引で検知されております。また、役職員の会計に対する知識、理解力が不足しており、この状況を改善するための取り組みがなされていなかったことも要因の一つであったと認識しております。

(4) 顧客との取引における価格（含む資産取引）の妥当性や、関係会社向けのライセンス価格の適正性の検証体制

調査報告書において、親密先や関連当事者取引において、第三者との取引と同水準の価格設定や取得する資産の価値に対する第三者評価を取得する等、適切なプロセスを経ずに取引が行われており、その算定根拠等が不十分であったことが判明しました。また、一部の親密先や関連当事者取引については対価に見合う役務提供があったとは認められず、売上の減額を行う必要があるとの指摘を受けました。

このように、当社グループにおいては、長年にわたって取引関係のある親密先やグループ会社間の取引が多く、通常の第三者との取引と異なるプロセスのもとで、財・サービスの価格などの条件が決定されているケースが散見されました。かかる商習慣が全社的に当たり前になっていたこと、また、こうした環境の下で会計上疑義が生じ得る取引を未然に抑止・防止するために本来あるべき内部統制機能が十分に機能していなかったことも今般の過年度決算訂正を行うに至る原因になったと考えております。

(5) 社内規程等を遵守する意識および規程違反のモニタリング体制における課題

社内規程等を遵守する意識が不十分であり、また規程違反についてのモニタリングの手法が十分でなかったと考えております。特に契約締結に際して日付のバックデートを行うことに対する問題意識が十分でなかったこと等が、今回の過年度決算訂正の大きな原因の一つとなったと考えております。また、職務権限規程などの理解が不十分且つ規程遵守の意識が弱く、適切に取締役会や経営戦略会議への上程ができていなかったこと、取引を行う前に契約を締結するという意識に欠け、適切な対応が取れていなかったこと、取締役会回避のための意図的な契約の分割等を検知する仕組み等の十分なモニタリング体制が経理部及び法務部で構築されていなかったことを認識しております。

(6) 内部牽制体制の不足

最終報告書において、連結範囲の決定、予算策定、予実管理等のプロセスにおけるCEOへの権限集中とCFOによる牽制機能の不足が財務報告にかかる内部統制が十分に機

能しない遠因であった可能性が指摘されております。また、経理部門において、取引の実態を把握する姿勢の不足及び監査法人からの指摘を受けないようにする意識が優先すること等による経理部門による統制の不十分性と経理部門内における牽制体制の不足が、経理統制の脆弱化を招く要因になったことが指摘されております。さらに、管理部門において総務部門と経理部門との連携不足があったことが、CBT 共同事業基本契約やセール・アンド・リースバック取引を適切に会計処理できなかった理由となったことが指摘されております。

指摘を踏まえ、当社においては、事業部門において新規事業の構築や契約の締結をする場合、法律的・会計的論点を早期に洗い出して検証するプロセスが十分に構築されていなかったと考えております。事業部から申請される、稟議内容を精査する体制が不足し、会計上重要な影響を与えるため取締役会等の会議体に上程すべき基本契約等の締結について、当該契約等に取引金額が記載されていなかったため、付議基準への該当性につき形式的な判断で見落とされていたほか、経理を中心とした管理部門による内容の検証が不十分であり、取引条件の合理性を確認できていなかった等の問題があり、社内において十分な牽制機能が働いていなかったと考えております。

(7) 内部監査体制の拡充及び内部通報制度の活用の推進

内部監査体制については、過去より専担者による内部監査を行っていましたが、今回の不祥事の内容を踏まえると、会社の事業の特質や経営環境を踏まえたリスク評価とそれに対応した手続が十分ではなかったと考えております。したがって、内部監査について体制の強化が必要であると考えております。また、当社では内部通報制度を設けており、これまで通報実績もあったものの、この度の特別調査委員会による調査の対象となっている一連の取引等については特段の通報が寄せられなかったことを踏まえ、内部通報制度の周知徹底や活用の啓蒙について不足がなかったか見直しを行う必要があると認識しております。

(8) 経理部・監査法人・会計アドバイザー間のコミュニケーションの課題

連結範囲の決定時等においては、経理部・監査法人・会計アドバイザーの三者間におけるコミュニケーションに課題があったと認識しております。主な要因としては、経理担当者から会計アドバイザーへの照会内容が記録として残らずブラックボックス化していたこと、経理担当者が監査法人と会計方針について協議する際に、案件の全体像を開示せずに説明したことに加え、経理担当者・監査法人・会計アドバイザーと会計方針上の合意した事項についての整理ペーパーを整備していなかったこと等があると考えております。

2. 再発防止策（実施済みのものを含む。）

「1. 過年度決算訂正に至った原因の分析」に記載致しました各原因に対する当社グループとしての再発防止策の検討・計画状況及びその実施状況としては、新経営体制の下、2022年1月に設置した内部統制推進室が統括部署となり、経理部、法務部、総務部、人事部、財務企画部と連携の上、以下のとおり実施しております。（なお、内部統制推進室は、後述のとおり2022年4月以降は社長直下の組織として位置づけられています。）また、各再発防止策が確実に実施、運用されていくことを担保するためのモニタリング体制を構築するため、内部統制推進室が中心となって週に3度以上、進捗確認の会議を実施しており、また整備・運用状況の評価については内部監査の対象といたしました。

冒頭にも記載の通り、当社は全社の内部統制の在り方について、2022年1月25日付で改善報告書を東京証券取引所へ提出し、再発防止に向けて取り組んでおりますが、今回の特設注意銘柄指定を受け、内容の見直しを実施し、ガバナンス体制のさらなる強化を図っていく所存です。

(1) 取締役会の構造改革（Ⅲ. 1. (2)に対応）

(ア) 社外取締役の拡充

これまでの社内取締役の比率が高かったことを見直し、2021年12月23日の臨時株主総会において、社内取締役の数を12名から4名に減らし、社外取締役の数を2名から4名に増やすことで、社外取締役比率を半数に変更しております。また、今後のガバナンス体制および内部統制の体制を早期に再構築し、世代交代を行うことによって事業活動を再度軌道に乗せることを目的に、旧代表取締役であった3名を当社代表取締役として再任せず、新たに廣實学を代表取締役に選定いたしました。その後、下記にも記載の通り、指名・報酬委員会を設置したうえで、2022年3月29日の臨時株主総会で新たに取締役を選任し、引き続き社外取締役比率を半数とする新たな経営体制に移行しております。

(イ) 指名・報酬委員会の設置

取締役の指名・報酬等に関する手続きの客観性・透明性を確保するために、指名・報酬委員会の設置について2022年1月26日の取締役会において決議し、2022年3月29日の臨時株主総会において、この指名・報酬委員会の答申を得た上で取締役候補を提案しました。また、その報酬額についても、同委員会の答申を得たものとする事と運用しております。なお、高村・関の両名においては、特別調査委員会の調査報告書において、不適切な会計処理への関与又はCFOとしての役割が果たせていなかったとの指摘がなされておりますが、指名・報酬委員会の答申においては、両名は当社の再生において他者では代替が利かないものであり、新体制での経営が軌道に乗るまでの期間について新経営陣を支えていくことが今回の不適切会計処理問題の責任の取り方の一つであるとの見解が示されておりました。

(ウ) 更なる新経営体制への移行

上記のとおり、指名・報酬委員会の答申を受けて新経営体制をスタートさせておりますが、当社としては、ガバナンス体制のさらなる強化を図るべく2022年9月を目標に更なる新経営体制を構築したいと考えております。なお、高村については2022年5月9日付で取締役を退任し、今後、当社の顧問として必要な範囲内で新経営陣をサポートすることとなりました。

また、株主構成としては高村ら当社創業者が、当社株式の3分の1超を保有しております。創業者からは、今後は保有する当社株式の譲渡についても検討中である旨報告を受けており、当社の経営体制への影響を勘案しながら決定してまいります。

(2) 経営責任の明確化（Ⅲ. 1. (1)及び(2)に対応）

2022年2月28日付にて、特別調査委員会による最終報告書を公表いたしました。当社は今回の一連の会計処理問題を厳粛に受け止め、経営責任を明確にするため、2022年3月24日の取締役会において、関係役員（役員の職から退任後の者を含みます。）に対し、報酬の一部返上および月額給与の一部返金の勧告を決議したところ、該当者より下記の通り一部返上および返金の申し出がありました。

対象者と内容は下記の通りです。

前代表取締役による報酬の一部返上

氏名	処分時の役職	前役職	自主返上の内容
高村 淳一	取締役	代表取締役社長兼 CEO	月額報酬3ヶ月分の20%相当額を自主返上(2022年1月より報酬の65%以上の減額をすでに行っており、それに加えて月額報酬3ヶ月分の20%相当額を自主返上するもの)
松田 浩史	取締役	代表取締役副社長兼 ESG 担当兼社長室長	月額報酬3ヶ月分の20%相当額を自主返上(2022年1月より報酬の40%以上の減額をすでに行っており、それに加えて月額報酬3ヶ月分の20%相当額を自主返上するもの)
関 伸彦	取締役 CFO	代表取締役副社長兼 CFO	月額報酬3ヶ月分の20%相当額を自主返上(2022年1月より報酬の40%以上の減額をすでに行っており、それに加えて月額報酬3ヶ月分の20%相当額を自主返上するもの)

前取締役による月額給与の一部返金

前取締役4名 月額給与3ヶ月分の5%相当額を返金(役員の職からの退任に伴い、2022年1月より取締役時代の役員報酬の35%以上の減額をすでに行っており、それに加えて月額給与3ヶ月分の5%相当額を自主返金するもの。)

(3) 当社グループ役職員における会計処理に対する理解の醸成(Ⅲ.1.(3)に対応)

当社は、役職員に対する研修を強化し、会計処理に対する役職員の理解を醸成することとしております。会計上の疑義を生じた案件についてケーススタディ化し、経理知識と経理手続きの重要性について、経営層に対する定期的な研修(最低半年に1回)を実施し、事例共有を行うとともに、類似の事態が発生する予兆を捉え、速やかに情報の共有を行い、再発を防ぐ体制を整えます。上記研修は、まずは役員向けに2022年2月22日にケーススタディ研修として実施いたしました。実施した結果、受講者からは「基本に立ち返ることが如何に重要であるか分かった」「値段と期間帰属が一意に決まることが原則であり、それがビジネスモデルや取引先との関係、契約などによって歪められてはならないことを学んだ」「講義形式の他にディスカッション方式も導入し、繰り返し研修を実施してほしい」等の感想が寄せられました。同様の研修は今後、半年に1回開催する予定です。同じく、一般社員研修を2022年4月27日に実施し、受講者からは「自社で起こった実案件の問題点が整理されており、今後行うべきことが明確になった」「契約締結前に経理、総務へ相談することの重要性を改めて感じた」「引き継ぎ案件は、前任者が締結したものを自動更新している契約書がベースになっていることも多いが、一度基本に立ち戻り、正しい姿に整えていくことが必要だと感じた」等の感想が寄せられ、こちらも半年に1回開催の予定です。第1回目の講師は社内の有資格者が実施しましたが、今後は社外の関連資格を保有するアドバイザーの何れかの者又はその組み合わせにて行うことを想定しております。

(4) コンプライアンス意識の徹底(Ⅲ.1.(3)、(4)及び(5)に対応)

(ア) 全社的な役職員に対するコンプライアンス研修の充実

これまで当社はコンプライアンスに関わる研修を年に1度行ってまいりました

が、今後はこれに内部統制や、規程の理解促進を主題としたものを取り入れ、内容の充実化を図るとともに、年間を通じて必要な研修を複数回実施してまいります。

① 内部統制の理解促進

2022年1月より全社の役職員を対象とした「J-SOX法と内部統制の理解」を目的としたe-Learning研修を実施しております。この研修は年に1度、継続的に実施してまいります。

② 規程の理解促進

2022年4月26日に規程の理解促進を目的として、全社の役職員を対象に当社の法務部長が講師となり実施しました。この研修は半年に1度、継続的に実施してまいります。なお、上記に加えて、規程の内容に基づき業務に合わせた部門別研修や職位に応じて対象者を絞った形での研修も実施してまいります。

(イ)階層別の意識向上・醸成の機会設定

コンプライアンス意識向上・醸成の礎として、当社代表取締役社長からグループ社員全員に対して、内部統制の重要性に関するメッセージを半期毎に発信することにしており、今年に入ってから2021年9月期決算発表後の2022年3月7日に、会計処理問題に関する一連の経緯の共有と、内部統制の強化が会社として重要な課題であることをメッセージとして発信いたしました。その後、2022年9月期第1四半期決算発表を開示したことで、特設注意市場銘柄に指定されたことを踏まえ、2022年4月8日に改めて全社集会を実施しております。全社集会では、これまでに実施した再発防止策として、監督と執行の分離を目的に取締役会の構造改革を行ったこと等を共有するとともに、今後さらに再発防止策に取り組み、内部統制の強化を図ることの重要性を伝えております。その上で、階層別に意識向上・醸成の機会を設けることとします。

① 役員としての責務の再認識と法令等改正にキャッチアップする機会

社内役員を対象として、他社における内部統制の整備や強化について役員等の豊富な実務経験を有する方を講師として招き会社法・投資家からの期待といった観点で、取締役求められる責務を再認識する機会を設けます。2022年4月27日に初回を実施しました。

また法令等の改正点についてもアップデートする機会として、社内役員、幹部職員28名を対象に2021年6月のコーポレートガバナンスコード改訂の要点解説（有識者による講話）を2022年2月15日に実施しました。上記に加え、社外役員の知見のアップデートに向けた施策を具体化します。

② 職員間の討議

役職員（特に事業企画や営業の上位職者）にケーススタディに基づく研修を実施いたします。研修参加者を少人数のグループに分け、担当業務に類似したリスクが潜在しないか等を討議し、コンプライアンス意識醸成の機会とします。現在2022年7月頃の実施に向け内容の検討を進めております。

③ スモールミーティングの実施

社員との距離感を縮め、帰属意識の向上や必要な情報が経営層に伝わりやすい組織の醸成に取り組むことを目的に、代表取締役社長とグループ内の従業員との少人数ベースでのコミュニケーションの場を設けることとし、2022

年1月から2月21日にかけて対象者約200人に実施しました。その結果、現場の人手が足りていないことや、稟議等の手続き・マニュアルの整備不足、人材育成の体制の不足等の課題を特定し、その対応策を策定いたしました。また、4月からは当社子会社の教育測定研究所の代表取締役がこのスモールミーティングを引き継ぎ、従業員との少人数ベースでのミーティングを開始しております。今後は、こういったスモールミーティングを当社及び教育測定研究所それぞれにおいて毎年実施することを計画しております。

(5) ガバナンス体制の強化 (Ⅲ. 1. (1)、(2)、(4)、(6)及び(7)に対応)

(ア) 取締役会による監督機能強化

① 上程案件に関する事前説明の機会増

これまでは取締役会に向けて事前に資料の共有を行い、質問を受けたときに対応するのみでしたが、今後はより本質的な討議や意見交換が行われるよう、2022年1月17日より、取締役会の約2週間前を目処として、社内役員向けにすべての上程議案に関する事前説明会の実施を総務人事部が取りまとめる形で、新たに開始しました。また社外役員に対しては、従来は取締役会の4営業日前までに資料を共有しておりましたが、十分な検討時間を確保するため、今後は原則1週間前までに資料を共有するよう改善し、上程議案に関する質疑応答の機会を事前に設けることにより、取締役会での議論をより充実したものと出来るよう運用いたします。

② 関連当事者取引の監視強化

当社は、非連結子会社及び関連会社との取引等の関連当事者取引に問題があったと認識し、連結範囲を見直して原則的に全ての子会社を連結しました。関連当事者間取引については、事前のスクリーニングの強化による検出および契約の内容とその適切性の確認が必要であると認識しており、経理・財務・法務等の管理部門が契約締結前に事業部と協議を行い、取引の内容確認・実態把握を行い、会計処理方針を確認した上で、取締役会に諮るよう、プロセスを変更いたしました。

③ 親密先との取引の監視強化

親密先との取引の中で、親契約があり一体として見られるような取引、セット取引、押し込み販売等が確認されたことを踏まえ、これらを早期に発見するために法務的、経理的な観点からの監視体制の強化を実施いたしました。具体的には、上記のような懸念が想定される各取引については、その内容を経理部および法務部で詳細に把握した上で、成果物の確認、役務提供義務の完了の確認等を徹底しております。

(イ) 社内規程の整備・改訂及び業務フローの見直し

ガバナンス体制の実効性を高めることを目的として、2022年3月8日より他社事例にも詳しい公認会計士などの有資格者の助言等も得ながら社内規程及び業務フローの点検を開始し、主要規程については、2022年5月までに整備・改訂を行います。また、事業部門において新規事業の構築や契約の締結をする際に、管理部門の関与の度合いを高め、法律的・会計的論点を早期に洗い出すプロセスを構築してまいります。特に親密先との取引や関連当事者取引においては、第三者との取引と同水準の価格設定や取得する資産の価値に対する第三者評価を可及的に取得すること等により、これらの取引における取引価格が市場価格に見合ったも

のかどうかを確認する体制を構築いたします。

(ウ) 稟議の承認フローの見直しとモニタリング強化

前項の施策を踏まえ、稟議の承認フローについて2022年6月を目途に改善します。具体的には稟議受付ステップの担当者を増員し、手続き上のミスや意図的な稟議の分割等を防止する等のモニタリング体制を強化し、実効性のあるガバナンス体制の構築に継続的に取り組んでまいります。

(エ) 内部通報制度の周知徹底

内部通報制度の活用を2022年1月より定期的に（3か月に1回）社内へ電子メールにより周知することとし、今年度は1月31日と4月1日に実施しております。その上で、利用状況と通報を受けた会社の対応状況については、通報者保護に配慮しつつ社内でも共有します。

(オ) 社内規程の周知徹底

一連の不適切な会計処理の一因となった社内規定違反の防止のため、また、今後導入予定の追加の内部統制に伴い改訂される予定の社内規程について、役職員に十分な説明をした上で周知いたします。これまで入社時および規程改訂時に周知していた他、全社員が常時閲覧可能な状態にしておりましたが、上記に記載しました規程の理解促進のための研修を実施し、社内の周知及び理解を徹底いたします。

(カ) 予算策定及び予実管理のプロセスにおけるコミュニケーションの改善

当社グループは、予算達成が困難な状況に陥った場合に過剰な予算達成プレッシャーが生じないよう、予算策定及び予実管理のプロセスにおけるコミュニケーションの改善等をする必要があると考えております。具体的には、財務企画部が中心となって予算の策定時に会計処理方法も検討した上でプロジェクトレベルに落とし込み、遅れていたBIツールによる進捗確認を開始し、月次で各プロジェクトの進捗のフィードバックをボトムアップで的確に補足する仕組みを導入することにより、事業部と管理部門間のコミュニケーションの改善を図ることを予定しております。既存のシステムの拡充の準備を進めており、7～8月中の運用開始を目指しております。

(キ) CFO等内部牽制機能の強化

2022年3月、内部牽制機能を強化するために、経理機能及び予実管理機能等の内部牽制機能をCEOから独立させ、CFO等の管理系取締役の元に集中するよう管理部門における体制を変更しました。

(6) 管理・監査体制の強化（Ⅲ. 1. (2)、(4)、(6)及び(7)に対応）

(ア) 管理部門のスタッフ増強

管理体制の強化を目的として、管理部門（総務人事、財務企画、経理の各本部）及び内部監査室の人員について、2021年12月末時点で20名であったところ、2022年9月までに29名とすることを目標に人員増強を行います。当社は、内部統制の再構築を最重要の課題と捉え、2022年1月に内部統制の専門スタッフを採用し、専門的な知見を取り入れながら最適な体制を構築すべく、内部統制推進室を設置しました。内部統制推進室は、当初は管理部門との連携が必要なることを想定して総務人事本部内の部署としておりましたが、よりトップ自らが内部統制に責任を持つ体制とするため、2022年4月に社長直下の部署とするよう組織変

更を行いました。また、2022年3月には、下記の通り、管理部門のスタッフの増強に向けた具体的な人員計画を策定しており、今後の体制を整えてまいります。

	2021年6月	2021年12月	2022年5月	必要採用数	2022年9月目標
経理部	6	5	4	3	7
財務企画部	3	2	2	1	3
総務部	3	4	3	2	5
法務部	2	2	2	1	3
人事部	2	3	4	1	5
広報・IR部	1	1	1	0	1
総務人事本部付	1	2	2	0	2
内部統制推進室	0	0	1	0	1
内部監査室	1	1	1	1	2
計	19	20	20	9	29

(イ) 内部牽制体制の再構築

経理部の業務のチェック体制を再構築するため、経理メンバーのレポーティングラインと評価ラインを整理し、より事業部から独立した立場からのチェックを可能とする体制を構築いたします。また、経理メンバーによる取引の実態把握を徹底するとともに、経理のシニアメンバーの関与の早期化、会計処理方法の早期検討の徹底、予算策定時に収益認識基準及び資産計上基準の確認を行う等、会計的分析の徹底を行います。これらを実現するため、経理のシニアメンバーを拡充いたします。

(ウ) 内部監査体制の見直し

内部監査室の内部監査の計画と手続きを見直し、これを行うために監査業務の経験があるスタッフを増員するため、2022年2月から採用活動を始め、2022年7月より、上場企業での経理及び内部監査の経験者が入社する予定です。リスク評価にあたっては、内部監査室のメンバーが社内重要会議への出席機会を拓けるなど、リスクを特定、分析、評価するために必要な体制を構築してまいります。

(エ) 監査役、内部監査、会計監査人の連携強化

前項の内部監査体制の見直しを通じて、内部監査室によるリスク評価において、監査役会・会計監査人と意見や情報の交換を強化するなど、より緊密な連携体制を構築します。これまでも行ってきた常勤監査役、内部監査室、会計監査人との三様監査ミーティングは、2022年4月に決定した一時会計監査人との間でも継続して行います。また、従前から行っているグループ監査連絡会（常勤監査役、内部監査室、子会社監査役）に加え、2022年4月より監査役会、内部監査室及び内部統制推進室、執行側とで内部統制進捗確認会議を週次で開催しており、社外監査役を含めた拡大内部統制進捗確認会議は、本改善計画書の開示日時点で既に1回実施して本再発防止策を見据えた活発な意見交換を行っております。

監査役会は三者間の連携の状況を把握し、その充実を図るために今後も積極的に行動してまいります。

(7) 経理部、監査法人、会計アドバイザーの連携強化（Ⅲ. 1. (8)に対応）

経理担当者が会計アドバイザーに相談の上、会社としての経理方針を策定する際は、その論拠についてポジションペーパーとして書面に残すことに加え、経理担当者が監

改善措置	2022年										
	10~1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
(5) ガバナンス体制の強化											
(ア) 取締役会による監督機能強化											
① 上程案件に関する事前説明の機会増▶	————▶	————▶	————▶	————▶	————▶	————▶	————▶	————▶	————▶	————▶
② 関連当事者取引の報告内容強化	▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶
③ 親密先との取引の監視強化▶	————▶	————▶	————▶	————▶	————▶	————▶	————▶	————▶	————▶	————▶
(イ) 社内規程の整備・改訂及び業務フローの見直し	▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶
(ウ) 稟議の承認フローの見直しとモニタリング強化	▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶
(エ) 内部通報制度の周知徹底及び仕組みの改善▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶
(オ) 社内規程の周知徹底				————▶	————▶	————▶	————▶	————▶	————▶	————▶	————▶
(カ) 予算策定及び予算管理のプロセスにおけるコミュニケーションの改善	▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶
(キ) CFOの権限強化▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶
(6) 管理・監査体制の強化											
(ア) 管理部門のスタッフ増強▶	————▶	————▶	————▶	————▶	————▶	————▶	————▶	————▶	————▶	————▶
(イ) 内部牽制体制の再構築	▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶
(ウ) 内部監査体制の見直し▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶
(エ) 監査役、内部監査、会計監査人の連携強化▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶
(7) 経理部、監査法人、会計アドバイザーの連携強化▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶

検討：▶ 実施・運用： ———▶